

保 護 司 と し て

藤室 伸一

私が保護司の拝命を受けてから、早いもので20年が過ぎました。その間、下は高校生世代から上は私の両親の年齢に近い方まで、多数更生のお手伝いをさせていただきました。その経験から学んだ事は、私の人生においてとても貴重な財産となっています。

拝命当時私は44歳と若く、先輩保護司の多くが両親世代にあたりました。加えて拝命を断り切れず、保護司の責務をしっかりと理解できないままであったので、戸惑いも多かったことを記憶しています。そのような、いささか不甲斐ないスタートでしたが、そんな私を目覚めさせる出来事がありました。それは私にとっての初めての刑務所への面会でした。受刑者はたまたま、もとより面識のある青年でした。彼を目にしたとたん色々な思いがよぎり、涙が出る思いをした事で、その職務の重要性や責任の重さを痛感しました。この経験が私の保護司という仕事との向き合い方を決定づけることになりました。

保護司の職務においては、まず更生のための支援があげられます。「犯罪者の再犯率は高い」とよく報道されますが、伊賀市においては決してあてはまらないと思います。その更生には保護司だけでなく、家族の協力や周囲の理解が必要不可欠です。伊賀のような地方においては、都会と比べ周囲のサポートがしっかりしていることが多く、したがって再犯も少ないのではないのでしょうか。一方で、犯罪を無くす為の活動も我々の重要な職務となります。「社会を明るくする運動」や「薬物乱用防止運動」等々、保護司が関わっている活動は幾つも有りますが、それに加え地域の皆様方の防犯意識向上が最も重要だと考えます。

最後に、私が20年の活動を通じて感じたのは、多くの保護観察対象者に幼児から小学生時の生活環境が大きく影響しているのではということです。中学生世代以降に罪を犯す方は、幼年期の「しつけ」が出来ていない、「親や家族の愛情」を受けられなかったことが多いと感じます。「しつけ」や「愛情」は、ただ厳しくする、ただ甘やかすだけではなく、時には優しく・時には厳しく・時には我慢させることが重要だと思います。私達保護司がお世話する対象者たちは、この何かが欠けていた方が大部分なのです。「三つ子の魂百まで」というように、保護司活動をしていてそれを感じさせられることが多々あったように思います。

現在、20年前と比べ保護観察案件は大幅に減少し、伊賀保護司会内でも「暇になったなあ」と話し合います。しかし反面コロナ禍の経済環境の激変は、犯罪を増加させるのではないかと危惧します。厳しい状況では有りますが、住民方々の防犯意識が益々高まり、より住みよい伊賀市になる事を願っています。

令和3年度保護司会活動（後期）

伊賀保護司会では、保護司の資質向上や知識拡充等を目指して、毎年、定例研修会、名張市保護司会との交流会、更生保護施設訪問などを実施して来ましたが、本年度も新型コロナウイルスの感染予防のため、いくつかの活動を中止または縮小して実施しました。その中から本年度実施できた活動について紹介します。（裏面へ）



定例研修会・中学校訪問報告会 10/21



社明作文県表彰伝達 10/26



新保護司紹介(顕彰式典) 1/21

1月21日に開催された定例研修会では、「少年法等の一部を改正する法律について」津保護観察所矢橋保護観察官の説明を受けました。「研修のねらい」の中には、法制審議会の答申として「18歳及び19歳の者は、選挙権を付与され、民法上も成年とされる一方で、成長途上にあつて可塑性を有する存在であることから、刑事司法制度上、18歳未満の者とも20歳以上とも異なる取扱いをすべき」という記載がありました。研修の中では、特定少年への新しい保護処分やその手続きについて説明がありました。少年法の目的は少年の健全な育成と罪を犯した少年の立ち直りを支援することです。特定少年については厳罰化が図られますがそれと同時に少年法の目的を念頭に置くことが必要です。



今年4月1日より、成人年齢が引き下げられます

選挙権については数年前から18歳に引き下げられていましたが、4月1日より改正民法も施行され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。罪を犯した18歳・19歳については「特定少年」として、引き続き改正少年法の対象となりました。

法務省HPより抜粋

改正少年法の主なポイント

詳細は法務省HP



ポイント① 少年法の適用

- 18・19歳も「**特定少年**」として引き続き少年法が適用され、**全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定**します。
 - ただし、**原則逆送対象事件の拡大**や**逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われる**(※2)など、**17歳以下の者とは異なる取扱い**がされます。
- (※2) 例えば、有期懲役刑の期間の上限は30年(17歳以下の少年の場合は15年)になります。

ポイント② 原則逆送対象事件の拡大

- 原則として逆送決定がされる**原則逆送対象事件**に、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した**死刑、無期又は短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件**(※3)が追加されます。
- (※3) 例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強制性交等罪、組織的詐欺罪などが該当します。

ポイント③ 実名報道の解禁

- 少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した事件について**起訴された場合**(※4)には、**禁止が解除**されます。
- (※4) 略式手続(非公開の書面審理により一定額以下の罰金・科料を科す手続)の場合は除きます。